

令和7年2月市議会 総務委員会資料

第34号議案 長崎市税条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正の内容	
(1) 身体障害者等に係る軽自動車税（種別割）の減免継続手続きの省略化 . . .	2～3
(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律の一部改正に伴う関係条文の整理	4
2 長崎市税条例新旧対照表	5～9

財 務 部
令 和 7 年 2 月

1 改正の内容

(1) 身体障害者等に係る軽自動車税（種別割）の減免継続手続きの省略化

（市税条例第61条の2関係）

ア 改正の背景

身体障害者等に係る軽自動車税（種別割）の減免については、歩行が困難な身体障害者等のための「障害減免」と車両の構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである「構造減免」があり、身体障害者等が減免を受けようとする場合、減免申請書に確認書類（身体障害者手帳等や構造が分かる車検証の写しなど）を添えて、納期限までに市長に提出する必要がある。

また、前年度において身体障害者等に係る軽自動車税（種別割）の減免を受けた者が、引き続き減免の継続を希望する場合は、長崎市から郵送した「軽自動車税（種別割）減免継続届出書兼申請書」（以下「減免継続届出書」）に、あらかじめ印字された記載内容の確認や訂正などを行い、確認書類を添付して返送してもらう取扱いとしている。

しかし、前年度から減免理由に変更がないにもかかわらず、減免継続届出書を提出することは、身体障害者等やその家族等にとって、新規で減免申請書を提出する場合と同等の負担が生じていることから、身体障害者等やその家族等の負担軽減を図ることを目的とするもの。

※身体障害者等…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各種障害手帳所持者のうち、本市の軽自動車税（種別割）の減免要件を満たす者
 ※軽自動車税(種別割)…毎年4月1日現在、軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車)を所有する者にかかる税

イ 改正の内容

前年度において身体障害者等に係る軽自動車税（種別割）の減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免理由に変更がないことを市が保有する情報（「身体障害者手帳等の等級」、「同一生計（同住所）の住民記録」、「構造変更の申告」など）により、長崎市が確認できる場合は、現行の減免継続届出書及び添付書類の提出を不要とする。



区分	対象となる車両（納税義務者）	運転者	R6年度実績件数	改正前	改正後
障害減免	○身体障害者が所有する軽自動車等 ○精神障害者が所有する軽自動車等	当該身体障害者等が運転	1,669件	減免継続届出書及び添付書類の提出が必要	→ 提出が不要
		当該身体障害者等と生計を一にする者が運転			
	○身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等	当該身体障害者等のために当該身体障害者等を（別住所の）常時介護する者が運転	33件		提出が必要（現行どおり）
構造減免	○その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等（車いす搭載車など）		163件		→ 提出が不要

1 改正の内容

(1) 身体障害者等に係る軽自動車税（種別割）の減免継続手続きの省略化

（市税条例第61条の2関係）

ウ 施行日

令和7年4月1日（令和7年度課税より適用）

エ 県内の状況

身体障害者等に係る軽自動車税（種別割）の減免継続手続きの省略

○障害減免

区分	県市町	長崎市
身体障害者等又は、同一生計者等が運転する場合に省略	佐世保市、五島市、川棚町、波佐見町、小値賀町	条例改正後
身体障害者等が運転する場合に省略	西海市、長崎県（自動車税）	↑ 現在
省略なし	島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、佐々町、新上五島町、 <u>長崎市</u>	

○構造減免

区分	県市町	長崎市
省略	佐世保市、五島市、小値賀町、新上五島町、長崎県（自動車税）	条例改正後
省略なし	島原市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、佐々町、 <u>長崎市</u>	↑ 現在
制度なし	松浦市、波佐見町	

オ 長崎市における過去3年間の減免申請件数の推移

年度	障害減免	構造減免	公益減免	生保減免	電気減免	災害減免	計
令和4年度	1,601件	150件	148件	136件	21件	0件	2,056件
令和5年度	1,588件	146件	144件	146件	35件	2件	2,061件
令和6年度	1,702件	163件	132件	152件	468件	0件	2,617件

※生保減免・電気減免は省略化対応済み、公益減免は運転日報等の確認が必要なため現行どおり減免継続届出書で対応
災害減免については、災害に伴う新規の減免申請であるため、減免継続届出書で対応していない。



カ 周知方法

- (ア) 前年度の減免対象者に改正内容の通知を行う。
- (イ) 「広報ながさき5月号」において例年実施している軽自動車税（種別割）の納期等のお知らせに改正内容を追記する。
- (ウ) 一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会などの関係機関へ改正内容の説明を行う。

1 改正の内容

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条文の整理

ア 改正の内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、スマートフォンへのマイナンバーカード機能の搭載のための必要な規定が定められた。（法第2条第8項など）

長崎市税条例（以下「税条例」という。）では、法第2条第15項で規定する「法人番号」の定義を引用しているが、今回の法改正により、法第2条第8項に新たに「カード代替電磁的記録」の定義が追加されたことに伴い、法の条文中で項ずれが生じ、「法人番号」の定義が法第2条第16項に変更となったことから、税条例について関係条文の整理を行うもの。

税条例改正箇所	引用部分	
	改正前	改正後
第25条の2第9項	法第2条第15項	法第2条第16項
第36条の2第1項第1号		
第61条第2項第1号		
第104条の2の2第2項第1号		
第104条の9第1号		

イ 施行日

令和7年4月1日

2 長崎市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(市民税の申告)</p> <p>第25条の2 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第13条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（省令第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）</p> <p>第36条の2 [略]</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第25条の2 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第13条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（省令第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）</p> <p>第36条の2 [略]</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。</p>

2 長崎市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>以下固定資産税について同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)~(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第61条 [略]</p> <p>(1)~(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(2)~(5) [略]</p> <p>3~4 [略]</p>	<p>以下固定資産税について同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)~(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第61条 [略]</p> <p>(1)~(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> <p>(2)~(5) [略]</p> <p>3~4 [略]</p>

2 長崎市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第61条の2 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免することができる。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者（以下「身体障害者等」という。）と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</p> <p>(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、…次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添え納期限までに市長に提出しなければならない。</p> <p>[略]</p> <p>3 第1項第2号の規定によつて…提出しなければならない。</p>	<p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第61条の2 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免することができる。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者（以下「身体障害者等」という。）と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</p> <p>(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、…次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添え納期限までに市長に提出しなければならない。</p> <p>[略]</p> <p>3 第1項第2号の規定によつて…提出しなければならない。</p>

2 長崎市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>4 第1項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者のうち、同項の規定により前年度において同一の軽自動車等に係る種別割の減免を受けていた者が、減免を必要とする理由について変更がない旨を納期限までに市長に届け出たときは、<u>前2項</u>の申請があつたものとみなす。</p> <p><u>5</u> [略] (特別土地保有税の減免)</p> <p>第104条の2の2 [略] (1)～(3) [略]</p> <p>2 [略] (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>3 [略]</p>	<p><u>4</u> <u>前2項の規定にかかわらず、第1項の規定により前年度において種別割の減免を受けた者が、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>5</u> 第1項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者のうち、同項の規定により前年度において同一の軽自動車等に係る種別割の減免を受けていた者が、減免を必要とする理由について変更がない旨を納期限までに市長に届け出たときは、<u>第2項又は第3項</u>の申請があつたものとみなす。</p> <p><u>6</u> [略] (特別土地保有税の減免)</p> <p>第104条の2の2 [略] (1)～(3) [略]</p> <p>2 [略] (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>3 [略]</p>

2 長崎市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第104条の9 [略]</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(3) [略]</p>	<p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第104条の9 [略]</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(3) [略]</p>